



島根県報

平成22年 5月18日 (火)

第 2,188 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
換地処分 (2件)	(")	2
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	2

【雑 報】

消防設備士試験の実施	(消 防 防 災 課)	3
------------	-------------	---

告 示**島根県告示第358号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成22年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
丸山内科クリニック	浜田市相生町3921	育成医療 更生医療	平成22年 5月 1日
安来市医師会 訪問看護ステーション	安来市伯太町安田1700	精神通院医療	平成22年 5月 1日
訪問看護ステーション のぎ	安来市実松町98番地 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年 5月 1日

島根県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、静間川沿岸土地改良区の定款変更を平成22年 5月 7日付けで認可した。

平成22年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、奥出雲町長から大曲地区における換地処分を平成22年 5月 6日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、奥出雲町長から代山山県地区における換地処分を平成22年 5月 6日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第362号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条

第5項の規定により告示する。

平成22年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成22年 5月10日	津和野町	中座工区③地区	告示の日から平成23年 3月31日まで

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成22年 5月18日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成22年 8月22日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分までに集合すること。）

午後の試験 13時15分から（12時45分までに集合すること。）

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

ア 書面申請

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請

財団法人消防試験研究センターホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請

平成22年 6月24日（木）から同年 7月 8日（木）まで

（郵送の場合は、7月 8日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

イ 電子申請

平成22年 6月21日（月）午前 9時から同年 7月 5日（月）午後 5時まで

（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務

所)及び各消防本部

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

電子申請については、次に問い合わせること。

財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)